

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内容】

- 〈重 要〉 1 ◆「第6弾みまたん応援プレミアム付商品券」事業を行います
- 〈募 集〉 2 ◆第31回三股町ふるさとまつり開催のお知らせ
 - 3 ◆「サンバカーニバル」参加団体を募集します
 - ◆「キッズダンスフェスタ」参加団体を募集します
 - 4 ◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します
 - ◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します
 - 5 ◆AED の使用に協力できる事業所を募集しています

〈お知らせ〉

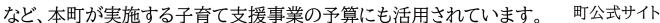
- ◆令和5年度都城障害者ふれあい面接会を開催します
- 6 ◆「第7回 みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します!
 - ~ 霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか!! ~
- 7 ◆令和5年住宅土地統計調査を実施します
 - ◆三股町商工会「みまたん創業スクール」を開催します



◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

- ●保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)
- ●子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業



今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、 ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよ う「お声掛け」をお願いします。 三股町長 木佐貫 辰生

【分類】【No.】

【内容】

- 〈お知らせ〉 8 ◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう!!
 - ◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです
 - 9 ◆ブロック塀などの除却費用を補助します
 - 10 ◆知っていますか?守っていますか?宮崎県屋外広告物条例
 - ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
- 〈相 談〉 11
- 11 ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
 - ◆「こころの健康相談」を実施します
 - 12 ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを 募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。

さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち 登録をお願いします。



友だち登録は こちらから



町公式サイトは こちらから

◆「第6弾みまたん応援プレミアム付商品券」事業を行います

新型コロナウイルス感染症やLPガスをはじめとするエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響で深刻な打撃を受けている町内経済や町民生活の立て直しを図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ町内各事業者の売上向上と消費者の購買意欲の向上を目的に、町内世帯を対象に「第6弾みまたん応援プレミアム付商品券」を販売します。

■商品券発行総額 =

1億8,200万円(14,000セット分)



■商品券の構成 =

- ○商品券の種類
 - ①全店舗券 大型店と一般店舗の両方で利用できる券
 - ②一般店舗券 大型店以外の店舗のみで利用できる券
- ○商品券の内容

1セットを1万円で販売(1万3,000円分)

1セットの内訳

全店舗券6,500円分と一般店舗券6,500円分の合計1万3,000円分商品券はすべて500円券です。

■商品券の購入申し込みについて =

- ○商品券購入申込書配達 9月8日(金)までに世帯主宛に配達します
- ○商品券購入申し込み期限 9月15日(金)まで(返信用封筒で郵送申し込み) ※当日消印有効
- ○商品券申し込み上限

1世帯3セットまで

- ※発行セット数を上回る場合は、抽選を実施します。
- ※先着順ではありません

■商品券購入引換券の発送 =

- 10月5日(木)~10月31日(火)に特定記録郵便で配達予定
- ※不在の場合はポストへ投かんされます。
- ※10月31日(火)までに届かない場合は、町役場へお問い合わせください。

■商品券の販売について =

- ○商品券販売期間10月5日(木)~11月30日(木)の平日 午前9時~午後5時
- ○商品券販売場所
 - 三股町商工会
- ※今回は郵便局では販売しません

■商品券の使用について =

- ○商品券の有効期間10月5日(木)~1月31日(水)
- ○商品券の販売開始日と商品券の使用開始日
 - ・販売開始 10月5日(木)から
 - ・使用開始 10月5日(木)から
- ○商品券の使用可能店舗
 - 三股町商工会加盟店舗(詳しくは町公式サイトをご覧ください)



町公式サイトはこちら

★お問い合わせは

企画商工課 商工観光係(3階②番窓口)

☎:52-9085(直通) にお願いします。



募集

◆第31回三股町ふるさとまつり開催のお知らせ

「三股町ふるさとまつり」を、次の日程で開催します!

今回は、4年ぶりに「2日間の開催」、「飲食可」という形での開催です。

まつりの企画・運営は、町民の代表からなる実行委員会が行っています。平成3 年から始まり今回で31回目を迎える町民総参加のまつりです。ご家族・ご友人な どをお誘いあわせの上、ぜひ会場にお越しください。

■日 時 = 11月11日(土) 正午~午後8時30分

12日(日) 午前9時~午後5時

■場 所 = 町ふれあい中央広場,元気の杜広場

■主 催 = ふるさとまつり実行委員会

●出店者を募集します

■日 時 = 11月11日(土) 正午~午後8時30分

(搬入:午前7時~11時)※時間厳守!

11月12日(日) 午前9時~午後5時

(搬入:午前6時20分~8時30分)※時間厳守!

(搬出:午後5時~8時)※時間厳守!

- ■場 所 = ふるさとまつりメイン会場(町ふれあい中央広場)
 - ※民主団体についてはサブ会場(元気の杜広場)への出店となる場合があります。
 - ※搬入・搬出時間を厳守すること。(時間外は会場内への車の乗り入れはできません)
 - ※テントは実行委員会で設営します。
 - ※売台は各自準備をお願いします。



【A. 民主団体】

■出店資格 = 各種団体、民主団体など ※原則、まつり時間中は出店すること。

■申込期限 = 9月11日(月)~22日(金)

■小 間 料 = 団体(販売する場合) 1小間 6,000 円(2日間の合計額)

団体(販売しない場合) 無 料

■申 込 先 = 企画商工課 商工観光係(☎:52-9084)

■その他 = 10月23日(月)に町役場で開催する出店者説明会に出席する

こと。

【B. 出店事業者】

■出店資格 = 町内に事業所がある、または町内在住の事業者であること。

(事業者ではない人や名義貸しによる出店などの違反が判明した

場合には、次回以降の出店をお断りします。)

※まつり時間中は全て営業できること。

※火気を使用する出店業者は、自店で消火器の用意・設置をすること。

■申込期間 = ○町内事業者 9月19日(火)~9月29日(金)

※10月18日(水)に出店場所・遵守事項に関する説明会を開催します。(商工会から連絡します)

○町外事業者 9月19日(火)~9月29(金)

※<u>町内事業者を優先とし、町内事業者で枠が埋まらなかった</u>場合に出店を認めます。

※受け付け順となります。

■小 間 料 = テント付・・・1小間1万2,000円(2日間の合計額)

※申込最大小間数・・・原則、町内事業者4小間(町外2小間)

■申 込 先 = 町商工会 ☎:52-2226

★お申し込み・お問い合わせは、

ふるさとまつり実行委員会事務局(企画商工課 商工観光係 3階②番窓口) **☎**:52-9084(直通)にお願いします

◆「サンバカーニバル」参加団体を募集します

ふるさとまつりの「サンバカーニバル」に参加してみませんか。皆さんの参加を お待ちしています!

- ■日 時 = 11月11日(土) 正午~午後1時30分(予定)
- ■内 容 = サンバ調三股ばやしの音楽に合わせて踊ります。振り付けは自由です。趣向を凝らしてご参加ください。音源のCDは貸し出しができます。
- ■参加資格 = 保育園・幼稚園、学校、職場、家族、民主団体、スポーツクラブ、 地区など、10人以上であればどんな団体でも参加できます。 ※ ただし町内の団体に限ります。
- ■参加賞 = 1団体につき 15人以上…1万 5,000 円 10人以上15人未満…1万円
- ■申込期間 = 9月4日(月)~22日(金) ※先着順、25団体までとします。



★お申し込み・お問い合わせは、 ふるさとまつり実行委員会事務局 (企画商工課 商工観光係 3階②番窓口) ☎:52-9084(直通)にお願いします

◆「キッズダンスフェスタ」参加団体を募集します

ダンスに真剣に取り組んでいる小学生・中学生・高校生の皆さん、日ごろの練習の成果を披露してみませんか。ふるさとまつりのステージで若いエネルギーを爆発させてください!希望する団体は、ふるさとまつり実行委員会までお申し込みください。

- ■日 時 = 11月12日(日) ※出演時間未定
- ■参加資格 = 出演者の中に町内在住のメンバーがいること。
- ■演技時間 = 演技時間は3分程度とします。 ※インタビュー・入退場を含め5分程度
- ■選考方法 = 先着10組までとします。ただし、参加希望団体が多いときは、同じ団体・教室からの複数グループでの参加を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ■参加費=無料
- ■申込期間 = 9月4日(月)~22日(金)



★お申し込み・お問い合わせは、 ふるさとまつり実行委員会事務局 (企画商工課 商工観光係 3階②番窓口) ☎:52-9084(直通)にお願いします

◆「話の聞き方講座(傾聴講座)」の受講者を募集します

「傾聴」とは、相手の話を否定することなく、きちんと受け止めて聴く「話の聴き方」の技術です。

仕事、家庭や友人関係などあらゆる場面で活用でき、「傾聴」を実践することで、 コミュニケーションを円滑にし、豊かな人間関係を築いていくことができます。

相談を受けることが多い、コミュニケーションに自信がないなど、興味のある人はぜひご参加ください。

■日 程 =

次の日程で、講義・実践などを行いながら、傾聴のポイントを学びます。

	日付	内 容	時間
3回目	10月4日(水)	傾聴実践(ステップアップ)講座	午後1時30分
			~4時30分

※休憩や喚気を行いながら実施します。

※全過程(基礎講座2回・傾聴実践(ステップアップ)講座)受講者のみ修了書を 発行します。

■場 所 = 総合福祉センター「元気の杜」大会議室

■受講料 = 無料

■参加資格 = 誰でも受講可能

■申込締切 = 9月25日(月)



★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口) **☎**:52-9061(直通) または、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999 にお願いします。

◆児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。 希望する人は福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。



■仕事内容 =

- 遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠などの状況確認、見守り、関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは早くに救護を行い、 必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- 施設、備品管理および事務処理など。

サイスタロナ 日日	月曜~金曜	午後2時~6時30分 (小学校行事などで早出勤務あり)	
勤務時間	土曜·春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時~午後6時30分 (休憩1時間)	
休 日	週休2日(日曜および交代で1日)・祝日・12月29日~1月3日		
募集人員 若干名			
給 与	月額平均 12万円		
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当		
雇用期間	契約開始日~令和6年3月31日 (勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)		

■勤務地=

町内児童館・児童クラブ

■応募条件 =

- ①子どもの指導ができる人。
- ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。
- ★お申し込み・お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通) にお願いします。

◆AED の使用に協力できる事業所を募集しています

本町では、救命措置が必要な事案が発生した場合に、所有している AED の使用に協力できる民間事業所を募集しています。

事故や急病は、いつどこで起こるかわかりません。民間事業所の皆さんの協力は、地域の救命体制の向上に必要不可欠なものになりますので、よろしくお願いします。現在、4事業所の協力があります。

なお、協力できる事業所は町公式サイトでの公表と、防災ポータル・アプリ上の 防災マップにも表示します。

■対 象 =

次のすべてを満たす AED を設置している町内の民間事業所

- ○営業時間中に事業所の近辺で救命措置が必要な事案が発生したとき、速や かに AED を無償提供できる事業所
- ○AED 設置場所などを町公式サイトなどで公表することに了承する事業所
- ■町公式サイトおよび防災ポータル・アプリでの公表内容 = 事業所名称、所在地
- ■申請方法 =

総務課危機管理係にご連絡ください。

★お問い合わせは、 総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)にお願いします。



お知らせ

◆令和5年度都城障害者ふれあい面接会を開催します

障害のある求職者を対象に、事業所と求職者が一堂に会して個別に面接を行う「ふれあい面接会」を開催します。

会場にて多くの事業所と面接できる機会となりますので、ぜひご参加ください。

- ■日 時 = 9月29日(金) 午後1時30分~3時30分(受付:午後1時~)
- ■会 場 = ホテル中山荘 都城市松元町3-20(☎:23-3666)
- ■参加見込企業 = 20社程度(三股町、都城市に就業場所がある企業)
- ■主 催 = 都城公共職業安定所、宮崎労働局、宮崎県、都城市
 - ※参加する人は ①障害を確認できるもの(障害者手帳など)
 - ②写真を貼った履歴書とそのコピー(必要数)を持って直接 会場にお越しください。 事前のお申し込みは不要です。



★お問い合わせは、

ハローワーク都城 障害者担当

조:22-1745(43#)

ファクス:22-2037にお願いします。

◆「第7回 みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します! ~ 霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか!! ~

本年度も「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します! ご家族や友人、勤 務先・グループの仲間をお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

- ■開催日 = 令和6年1月28日(日)雨天決行
- ■会 場 = 三股町立文化会館 スタート・ゴール
- ■種目・カテゴリー =
 - ○ハーフ:スタート時刻 午前9時10分~ 定数 1,000人男子(29歳以下、30代、40代、50代、60代、70歳以上、障害者)女子(29歳以下、30代、40代、50代、60代、70歳以上、障害者)
- ○2キロ(ファミリー):スタート時刻 午前9時17分~ 定数<u>100組</u>ファミリー(保護者と小学生以下)
- ○2キロ(小学生):スタート時刻 午前9時15分~ 定数<u>300人</u> 男子(小学生 1~6 年生、小学生障害者) 女子(小学生 1~6 年生、小学生障害者)
- ○3キロ:スタート時刻 午前9時25分~ 定数<u>300人</u> 男子(中学生、中学生障害者、29歳以下、30代、40代、50代、60代、 70歳以上、障害者)
 - 女子(中学生、中学生障害者、29歳以下、30代、40代、50代、60代、70歳以上、障害者)、
- ○5キロ:スタート時刻 午前9時35分~ 定数<u>300人</u> 男子(中学生、中学生障害者、29歳以下、30代、40代、50代、60代、 70歳以上、障害者)
 - 女子(中学生、中学生障害者、29歳以下、30代、40代、50代、60代、 70歳以上、障害者)

■参加費=

<ハーフ> 一般4,000円 <5キロ>一般3,000円・中学生1,000円
<3キロ> 一般3,000円・中学生1,000円 <2キロ>小学生1,000円

<ファミリー> 4,000円(2名)・5,000円(3名)・6,000円(4名)

■申込期間=

- 9月22日(金)~11月17日(金) 消印有効
- ※募集期間内であっても、定数になり次第募集終了となります。 早めのお申し込みをお願いします。

■申込方法=

○インターネット ランネット → https://runnet.jp/



スポーツエントリー → https://www.sportsentry.ne.jp/



- ○郵便振替
- 専用用紙記入後、郵便局で参加費をお振り込みください。
 - ※専用用紙以外の振り込みは受付できません。
 - ※申し込み後の参加取り消しは返金ができません。 なお、振込(申し込み)手数料は各自ご負担となります。
 - ※専用用紙に関する詳細は、実行委員会にお問い合わせください。
- ○ふるさと納税

返礼品として、先着 50 人にハーフマラソンの出走権を贈呈します。 次の4つの窓口から申し込みできます。

「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「JALふるさと納税」「ANAのふるさと納税」

★お問い合わせは

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会 (町教育委員会 教育課 スポーツ振興係 町中央公民館内) ☎:52-9312 ファクス52-9724にお願いします。

◆令和5年住宅土地統計調査を実施します

✓ 国の重要な統計調査のお知らせです /



10/10みんなのおうち調査 全住宅・土地統計調査



総務省統計局では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の皆さんを対象とした大規模な調査です。

調査は昭和23年以来5年ごとに行われており、第16回目を迎える今回の調査 では、超高齢社会を迎えているわが国における高齢者が自宅で生活を続ける方 法や空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の状況などを 把握することを主な狙いとしています。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いま すので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する 方法での回答をお願いします。 なお、この調査では、便利なインターネット回答を おすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜ ひご利用ください。

調査時点は令和5年10月1日です。

対象地区の人は、調査員が伺いますので、調査票への回答をお願いします。

★お問い合わせは、

企画商工課 企画政策係(3階 ②番窓口) ☎:52-1114(直通)にお願いします。



◆三股町商工会「みまたん創業スクール」を開催します

本町などで新規開業を志している人や開業して5年未満の人を対象に、事業経営における基礎知識や新規開業時の事業計画の立て方などを身につけることを目的に開催する「みまたん創業スクール」を開催します。受講料は無料です。

■期 日 = 10月5日(木)·13日(金)·19日(木)·26日(木) 全4回

■時 間 = 午後6時30分~8時30分

■場 所 = 町商工会 会議室

■講 師 = よろず支援拠点コーディネーター(県産業振興機構)

■定 員 = 15名 ※先着順

■講座概要 =

①第1回 創業の心構えと人材育成

②第2回 販売戦略

③第3回 会計・税務の基礎知識と資金調達

④第4回 ビジネスプランの策定方

■申し込み =

9月15日(金)までに町商工会へ申し込んでください。 申込書類は、町商工会窓口で受け取るか町商工会の 公式サイトからダウンロードできます。 なお、定員になり次第締め切ります。



町商工会公式サイトはこちら

■その他 =

全カリキュラム修了者には、各種支援策を受けることができる受講証明書を町 で発行します。

★お問い合わせは、町商工会 ☎:52-2226 にお願いします。



◆体力テスト【無料】を実施します あなたのカラダ年齢を測ってみましょう!!

毎年好評の体力テストを実施します。

このテストは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。 自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にして みませんか。体力テスト終了後にはスポーツ交流会を開催します。

- **■**日 時 = 10月9日(月·祝)
 - ○受付時間 午前9時~
 - ○体力テスト 午前9時30分~10時30分
 - ○スポーツ交流会 午前10時30分~正午
- ■場 所 = 西部地区体育館
- ■体力テスト内容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・ 急歩・立ち幅跳び・20 続シャトルラン など
- ■スポーツ交流会 = ニュースポーツなどを予定しています。
- ■募集人員 = 70人程度 (定員になり次第締め切ります) ○20歳以上を対象とします。
- ■申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先 を 電話で連絡ください。
- ■申込期限 = 9月29日(金)



★お申し込み・お問い合わせは、 町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内) ☎:52-9312(直通)にお願いします。

◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行います。

■対象となる人

- ●老齢基礎年金を受給している人次の要件を全て満たしている必要があります
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計年額が約88万円以下である
- ●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人 次の要件を満たしている必要があります
 - ・前年の所得額が約472万円以下である

■請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人
 - 対象となる人には、日本年金機構から9月初旬頃に、請求ができることの お知らせが送られてきます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書) に記入し提出してください。日本年金機構へ9月末までに請求書が届くよう にご提出された場合は、10月分から受け取ることができます。
- ※提出期限を過ぎてしまった場合でも、令和6年1月4日までに請求手続きが完了すれば、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所で請求手続きをしてください。

- ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
 - ◎日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・ 暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
 - ◎年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは、お電話ください。
 - ★お問い合わせは、『給付金専用ダイヤル
 - ☎:0570-05-4092(ナビダイヤル)にお願いします。



詳細はこち

◆ブロック塀などの除却費用を補助します

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- ○町内にあるブロック塀など
- ○町内の道路に面したもの
- ○道路面からの高さが1.4m以上のもの
- ○ひび割れ、傾きや、ぐらつきによってブロック塀などの 健全性が確保されていないもの
- ※「ブロック塀など」とは?
 - →コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀などです。
- ■対象工事について =

ブロック塀などの撤去工事

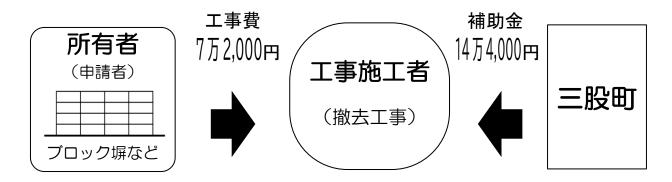
(部分的な撤去の場合は、道路面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■補助額=

最大14万4,000円まで全額補助します。

- ※ただし①~③のうち、最も低い額が上限となります。
 - ① 一つの敷地につき14万4,000円
 - ② 撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
 - ③ 除却費用の見積額に3分の2を乗じた額

- ※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入 しました。
- ○「代理受領制度」のイメージ (ブロック塀などの撤去工事費用 21 万 6.000 円のとき)



※消費税は申請者負担となります。

- ■ブロック塀などの除却の件数 = 1件程度
 - ※定数になり次第、締め切ります。



★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎:52-9065(直通) にお願いします。

◆知っていますか?守っていますか?宮崎県屋外広告物条例

県は、郷土の美しい自然や街並みを守るため「宮崎県屋外広告物条例」を定めています。

「屋外広告物」とは、はり紙、店舗の看板や道路沿いの広告板など、建物の外に表示・設置されている広告物のことをいいます。

店舗の看板など屋外広告物を出すときは、原則として許可が必要です。

また、美しい風景を守るために、屋外広告物の表示や設置ができない場所や地域があります。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



- ★屋外広告物に関するお問い合わせは、 都城土木事務所 ☎:23-5853 県都市計画課美しい宮崎づくり推進室 ☎:0985-24-0041 にお願いします。
- ★お問い合わせは、都市整備課 都市計画係(2階 ③番窓口) **☎**:52-9067(直通) にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容=

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容=

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊 交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者 運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して 提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走って います。ぜひご利用ください♪



総務課 行政係(2階 ②番窓口) **☎**:52-1112(直通) にお願いします。

◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」 に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 9月28日(木)

■時 間 = 午後1時~4時



■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で 直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、 他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、 町社会福祉協議会 ☎:52-1246 にお願いします。



◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日	程	9月21日(木)	
時	間	午後1時30分~3時30分	
場	所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)	
対	象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。	
相談内容		 (1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに 関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健 一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること 	
相談体制		予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください	
料	金	無料	

★お申し込み・お問い合わせは、 都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504 にお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

9月16日(土) 毎月第3土曜日
開 院:午後1時~3時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願いします。
町総合福祉センター「元気の杜」
 ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品 を取ることができますので、おもちゃを修理するため に、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- ■相談日 = 毎週月曜·水曜·金曜 ※祝日は除く
- ■時 間 = 午前9時~午後5時



■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。